

国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）（第四条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修 正 後

現 行

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

〔削る〕

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事をもつて充てる。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

修 正 前

② 法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補するものとする。

〔新設〕

③ 法務大臣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した検事正の職を占める検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則（以下この条において単に「準則」という。）で定める事由があると認めるときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き

〔削る〕

当該検事に、当該検事が年齢六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせることができることとする。

- ④ 法務大臣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるとときは、準則で定めるところにより、これららの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内（その範囲内に定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内）で期限を延長することができる。

- ⑤ 法務大臣は、前一項の規定により検事正の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした検事については、当該期限の翌日に他の職に補するものとする。ただし、第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の七第一項の規定により当該検事を定年に達した日において占めていた職を占めたまま引き

〔新設〕

続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

〔削る〕

〔新設〕

⑥ 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項及び前項の規定により他の職に補するに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職に補することに関する必要な事項並びに第三項及び第四項の規定による年齢六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせる期限の設定及び延長に關し必要な事項は、準則で定める。

〔削る〕

② 〔略〕

⑦ 法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができない。

⑧ 〔新設〕
〔略〕

第十条 一人以上の検事又は検事及び副検

事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

〔削る〕

② 前条第二項から第七項までの規定は、上

席検察官について準用する。

〔新設〕

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② [略]

第十一條 檢事総長、檢事長又は檢事正は、
その指揮監督する檢察官に、第七条第一
項、第八条又は第九条第二項に規定する事
務の一部を取り扱わせることができる。

第二十条 [略]

第二十条の二 檢察官については、國家公務
員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第六
十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達
した時に退官する。

[削る]

③ [略]

第十一條 檢事総長、檢事長又は檢事正は、
その指揮監督する檢察官に、第七条第一
項、第八条又は第九条第八項に規定する事
務の一部を取り扱わせることができる。

第二十条 [略]

第二十条の二 檢察官については、國家公務
員法第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達
した時に退官する。

[新設]

第二十条 [略]

第十一條 檢事総長、檢事長又は檢事正は、
その指揮監督する檢察官に、第七条第一
項、第八条又は第九条第二項に規定する事
務の一部を取り扱わせることができる。

[新設]

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に
達した時に、その他の檢察官は年齢が六十
三年に達した時に退官する。

[新設]

② 檢事総長、次長検事又は檢事長に対する
用については、同条第一項中「に係る定年
退職日」とあるのは、「が定年に達した日」
と、「を当該定年退職日」とあるのは、「を当

該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させる」とについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない」とあるのは「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該次長検事又は検事長の官及び職を占める職員については、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとする」と、同項第

〔削る〕

一号及び同条第二項中「人事院規則で」とあるのは「内閣が」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「前項本文の」と、「前項各号」とあるのは「前項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

③ 檢事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長され

〔新設〕

た期間を含む。) を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超える」とができない」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項(一)これらの規定を同法第十条第一項において準用する場合を含む。) の規定により検事正又は上席検察官の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該検事正又は上席検察官の職を占める職員については、引き続き勤務させることについて法務大臣が定める準則(以下単に「準則」という。)で定める場合に限るものとする」と、

		<p>則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「前項本文の」と、「前項各号」とあるのは「前項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。</p>
〔削る〕	〔新設〕	<p>② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。</p>
〔削る〕	〔新設〕	<p>④ 法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任命するものとする。</p>

により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該次長検事又は検事長に、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせることができることとする。

- ⑥ 内閣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きたると認めるとときは、内閣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内（その範囲内に定年に達する日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内）で期限を延長することができる。
- ⑦ 法務大臣は、前二項の規定により次長検

(3)

事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした次長検事又は検事長については、当該期限の翌日に検事に任命するものとする。ただし、第二項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により当該次長検事又は検事長を定年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、二の限りでない。

(8)

検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

(8) 第四項及び前項に定めるもののほか、これらの規定により検事に任命するに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の検事に任命することに関する必要な事項は法務大臣が定める準則で、第五項及び第六項に定めるもののほか、これらの規定による年齢六十三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の設定及び延長に必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

〔新設〕

〔削る〕

附 則

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める期間において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退

〔削る〕

附 則

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める期間において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退

第二十九条及び第三十条 削除

〔新設〕

附 則

職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定

による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定

による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

	修 正 後	修 正 前	現 行
第五条 〔略〕	附 則	附 則	〔新設〕
2 檢察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と任命日に同項の規定によりその受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。	2 檢察庁法第二十二条第四項又は第七項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と任命日に同項の規定によりその受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。	2 檢察庁法第二十二条第四項又は第七項の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、当該任命の日（以下この項において「任命日」という。）以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と任命日に同項の規定によりその受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。	附 則
3 〔略〕			〔新設〕